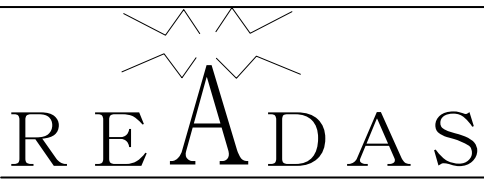


第 5693 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月17日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 職務発明の補償金

Q：職務発明の補償金についての取扱いが明確にされたとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

さきごろ、職務発明による特許を受ける権利を使用者に原始的に帰属させる制度を導入した場合の相当の利益に係る税務上の取扱いが名古屋国税局から文書回答という形で明らかにされました。

概要は、次のとおりです。

①各補償金の所得区分

職務発明を行った従業員に対して支給する出願補償金、登録補償金、実績補償金、譲渡補償金の各補償金の所得区分は、雑所得に該当するとされました。

②源泉徴収

各補償金は所得税法上の報酬・料金に該当せず、源泉徴収は不要とされました。

③出願補償金の償却

出願補償金は、特許権に準じて特許権の耐用年数8年を使って償却することとされました。

④登録補償金

登録補償金は、特許権の取得価額に算入することとされました。

⑤実績補償金・譲渡補償金

いずれも各事業年度の損金に算入することができます。

⑥消費税

いずれの補償金も不課税とされました。

